

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則 1—38（人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信技術の活用）の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則 1—38（人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信技術の活用）の運用について（平成 15 年 4 月 1 日総総一 2 1 3）」の一部を下記のとおり改正したので、令和 5 年 1 2 月 1 5 日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第 6 条関係</p> <p>1 この条の第 1 項第 4 号の「人事院が定める電子証明書」は、<u>政府認証基盤</u>を構成する認証局が発行する電子証明書とする。</p>	<p>第 6 条関係</p> <p>1 この条の第 1 項第 4 号の「人事院が定める電子証明書」は、<u>政府認証基盤（複数の認証局によって構成される認証基盤</u>で</p>

<p>2 (略)</p> <p>第9条関係</p> <p>1 (略)</p> <p>2 行政機関等は、電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行う場合において、当該処分通知等に係る書面等様式が定められているときは、当該処分通知等につき書面等に記載すべきこととされている事項を当該書面等様式に従って<u>当該行政機関等</u>の使用に係る電子計算機から入力して行うものとする。</p>	<p><u>あつて、政府が、国の行政機関の長その他の国家公務員の職の証明その他電子情報処理組織を使用した手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。)</u>を構成する認証局が発行する電子証明書とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第9条関係</p> <p>1 (略)</p> <p>2 行政機関等は、電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行う場合において、当該処分通知等に係る書面等様式が定められているときは、当該処分通知等につき書面等に記載すべきこととされている事項を当該書面等様式に従って<u>行政機関等</u>の使用に係る電子計算機から入力して行うものとする。</p>
---	--

以 上